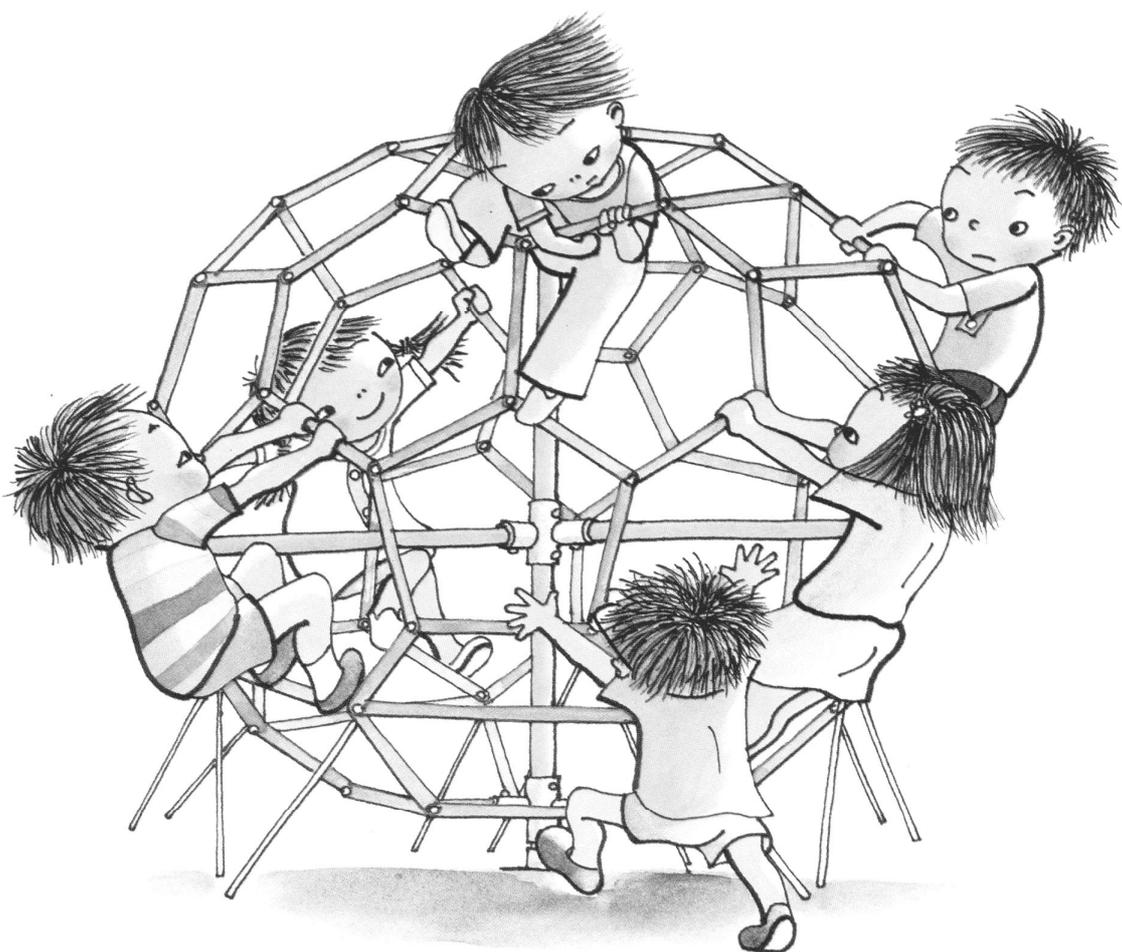




## 第二次 東久留米市子ども読書活動推進計画



～人と出会い、本と出会い、豊かな子ども時代を～



平成26年4月  
東久留米市



## 表紙の絵について



### 『さっちゃんのまほうのて』

たばた せいいち，先天性四肢障害児父母の会  
のべ あきこ，しざわ さよこ 共同制作（偕成社 1985年）

「東久留米市子ども読書活動推進計画」が策定された平成19年当時、図書館協議会委員であった田畑精一さんに、表紙を飾る絵の使用をお願いしたところ、快く承諾をして下さいました。

大きく成長していく「さっちゃん」は、豊かな子ども時代を願う本計画にふさわしい主人公です。

田畑精一さんは、東久留米にお住まいで、ロングセラーの「おいしいのぼうけん」や「ピカピカ」など、多くの絵本を描かれています。

「子どもによい文化を」と積み重ねている画業と、子どもの幸せを願う熱意に、心より敬意を表します。

## はじめに



東久留米市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）の制定を受け、平成 19 年 3 月、「東久留米市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、学校や地域で、子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進してきました。

東久留米市に多くの家族が移り住み、子どもが育つ若い町であった時代から、子どもの読書についての市民の活動は活発でした。東久留米地域文庫親子読書連絡会は、昭和 45 年に発足しています。「子どもに本を！」の願いで設置された市立図書館は、児童サービスの充実を運営の重点に置きました。活発な子ども読書推進活動は、東久留米市のよき伝統です。その伝統は、現在の子ども読書活動にも引き継がれ、学校では、読み聞かせや図書館整備に保護者や地域のボランティアが活躍し、児童館や図書館、保育所などでも、多くの市民が読書を進める活動を担っています。

「人と出会い、本と出会い、豊かな子ども時代を」と計画の標題にありますが、本を読むことは、その作者、物語の中の人物、未知の出来事や人々という「人」に出会うことと言えます。同時に、読んでくれる人、本をすすめる人との出会いも、子ども時代の貴重な経験です。豊かな子ども時代のために、東久留米で長年培ってきた読書に関わる人の輪を、さらに発展させたいと願っています。

「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない」読書を、大人もふくめた社会全体で進めていこうと提案しています。この計画の実現に向けて、家庭、地域、学校等をおして市民の皆様と連携を図り、協力をいただきながら、読書活動の推進に取り組んでまいります。

平成 26 年 4 月

東久留米市

## 目 次

第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画（第一次計画）	1
第1 計画策定の基本的理念	1
第2 計画の基本方針	1
第3 主な取り組み	2
第2章 これまでの成果と課題	4
第1 第一次計画による取り組み	4
第2 現状と課題	4
家庭・地域における活動	4
学校における活動	6
図書館における活動	8
第3章 東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）の内容	9
第1 計画の基本目標	9
第2 基本方針に基づく取り組み	10
1 乳幼児への取り組みの充実	10
2 「読むこと 読書の楽しみ」を社会全体で	11
3 子ども読書活動応援団の構築	13
4 読書や図書館利用にハンディキャップのある 子どもたちへの取り組み	14
第3 計画の位置づけと推進	15
【用語の説明】	16

## 資 料 編

- 【資料1】子どもの読書活動推進に関する法律
- 【資料2】東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 【資料3】東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会及び作業部会名簿
- 【資料4】計画策定の経緯
- 【資料5】パブリックコメントによる意見と市の考え方
- 【資料6】子ども読書活動推進計画作業部会調査
  - ① 2歳児健康診査保護者アンケート
  - ② 市内子ども関連施設読書環境及び読書活動調査
  - ③ 東久留米地域文庫親子読書連絡会の活動調査

---

## 第1章 東久留米市子ども読書活動推進計画（第一次計画）

---

「東久留米市子ども読書活動推進計画（平成19年3月）」（以下、「第一次計画」という。）は、子どもの読書の意義とその環境整備の基本を示す計画です。東久留米市では、「第一次計画」の進捗状況の検証を行い、その基本方針と事業提案を継承し、次期の計画を策定することとしました。

「第一次計画」の基本的理念と基本方針、主な取り組みの概要は次のとおりです。

### 第1 計画策定の基本的理念

子どもはよい環境のなかで育てられる権利（「児童憲章」）を持っています。また、発達を保障され、適切な情報へのアクセスや文化的・芸術的な生活の権利（「児童の権利に関する条約」）をも持っています。私たち大人は、これらの子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

家庭や学校を含む地域社会での生活や文化は、子どもの成長に深く関わりをもっています。その中でも、本の持つ力は大きく、子どもと本をつなぐ「人」、子どもが本に親しむ「時間」と「機会」の保障が求められています。

読書は子どもにとって、精神的な遊びであり、喜びであって、成長を助ける要因を持っています。読書を通して、豊かな感性が生まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われていきます。

今日の子どもたちは多くの深刻な問題を抱えています。それは大人の社会現象の反映でもあり、問題解決の糸口として、社会的・文化的な環境を整えることが必要になります。

そのためには、市内の全ての子どもが読書を楽しむことができるように、行政や市民がそれぞれに、協働して読書環境を整備するとともに、読書活動を支える活動を推進することが重要です。

東久留米市では、早くから市民と連携しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、子どもの読書環境の大きな変化に対応するためにも、これまで実施してきた各事業や行事の成果や特色を踏まえながら、将来的な展望に立った、これからの取り組む指針が必要と考えこの計画を策定したものです。

### 第2 計画の基本方針

子どもの読書習慣は、日々の暮らしの中から始まるものです。読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人や教師等が強制したり、干渉したりするものではありません。大人の役割は、子どもが生き生きと暮らし、豊かな心と生きる力を育むための様々

な取り組みの一つとして、子どもが本と出会い、読書に対する興味・関心を高める機会を与えることです。

この計画は、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指すものです。

そこで、子どもの読書活動の推進を図るために、次の4つの基本方針に基いて具体的な取り組みを進めていきます。

#### 1. 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備

乳幼児期から子どもが本に親しみ、そのことにより喜びや楽しさを発見することができるよう、成長や発達に応じて読書に親しむ機会を提供していきます。そのために、市立図書館の充実をはかり、家庭や学校、保育所（園）、幼稚園などの関係機関、市民団体等の子ども読書活動を支援します。

#### 2. 学校図書館の充実

学齢期の子どもが読書に親しみ、主体的な学習を進める上で、学校図書館が大きな役割を果たすことが期待されています。そのために、資料の整備や教職員の専門性を高め、学校全体による子どもの読書活動を推進していきます。

#### 3. 子どもの読書に関わる地域社会での連携

子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書をすることができるよう、地域社会における諸機関・団体の連携・協力を進めます。また、連携に当たっては、市立図書館の果たす役割が重要となります。

#### 4. 子どもの読書についての啓発と支援

保護者をはじめ子どものまわりの大人が、子どもの読書について関心を深めるとともに、大人自身の読書活動が子どもに影響することを理解して取り組むように、市立図書館、学校、公共施設などで読書に関する学習の機会を提供し、読書相談などの支援に努めます。

### 第3 主な取り組み

#### 1. 家庭・地域における子ども読書活動の推進

##### 【乳幼児期】

- 子どもの身近によい本を備え、よい出会いをつくれます
- 保護者に絵本や読書の楽しさを伝えます
- 子どもの読書をすすめる市民活動を支援します

#### 新規・拡大事業

幼児教育・保育担当者研修の実施、子ども関連施設へのブックリスト配置、ホームページの充実、子ども読書週間の実施

#### 【小学生・青少年】

- 子どもの身近によい本を備え、よい出会いをつくります
- 子どもの読書や調べ学習を支援します
- 子どもの読書をすすめる市民活動を支援します

#### 新規・拡大事業

市内の施設への子ども読書情報の提供、子ども関連事業担当者研修の実施、子ども地域資料の作成、保護者向け啓発資料の作成、子ども向けホームページの作成、子ども読書週間の実施

青少年向け蔵書・事業の見直しと充実、青少年関連施設へのブックリストの配置、調べ学習講座の実施、読書ボランティア活動等青少年の参加促進、子ども読書週間の実施

## 2. 学校における子ども読書活動の推進

- 学校図書館を「学習・情報センター」として充実させます
- 学校全体で読書活動に取り組みます
- 家庭や地域、図書館と連携した読書活動を推進します

#### 新規・拡大事業

学校図書館に蔵書管理システム導入の検討、学校図書館マニュアルの作成、学校司書配置の検討、読書活動推進計画・図書館活用計画の作成、教職員研修の充実、資源共有化ネットワークの研究、学校図書館施設整備の検討

## 3. 市立図書館における子どもの読書活動の推進

- 子どもの身近によい本をそなえ、よい出会いをつくります
- すべての子どもに楽しい読書をすすめます
- 学校・地域の読書活動を支援し、連携した取り組みをします
- 子どもの読書をすすめる人材を育てます

#### 新規・拡大事業

ジュニア・コーナーの見直し・充実、子ども読書週間の実施、図書館利用に障害のある子ども向けの図書館利用促進PR、子ども向けホームページの充実、子ども読書庁内推進体制の整備、教職員・市職員研修の実施、地域活動ネットワークの検討、子ども読書人材バンクの検討

## 第2章 これまでの成果と課題

### 第1 「第一次計画」による取り組み

東久留米市では、平成19年度から24年度の6年間に、「第一次計画」に基づき、学校、図書館、地域の子ども関連施設で読書活動を進めると同時に、保護者や地域の活動を支援してきました。

学校については、東久留米市教育委員会が「学校図書館充実のための整備計画」（平成24年）を打ち出し、すべての学校で学校図書館全体計画を策定し、学校図書館を生かした授業や読書活動を行っています。

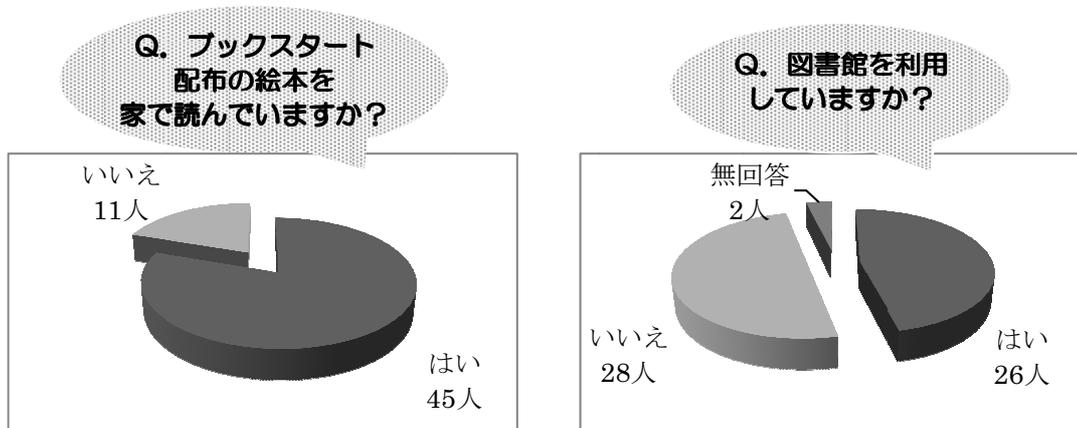
図書館は、平成20年より子ども読書週間を実施し、学校や地域の施設へ向け読書に関する情報提供を行うなど、子ども読書活動推進の中核として活動しています。児童館や学童保育所でも読書を活動に取り入れており、地域の団体やボランティアが学校、児童館、図書館などで活動しています。

### 第2 現状と課題

図書館では、平成24年度に「第一次計画」の検証を行いました。また、本計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）において、幼稚園、保育所、児童館・学童保育、読書団体等の調査を行いました。（資料6）

#### 家庭・地域における活動

作業部会では、健康課で実施する健康診査時に2歳児の保護者に対し、子どもの読書についてのアンケート調査を行いました。（資料6 - ①）その結果、ブックスタート事業が定着し、家庭で絵本の読み聞かせが行われているものの、児童館や図書館事業への参加は関心のある保護者に留まることがわかりました。



同じく行った幼稚園や保育所への調査では、施設によつての蔵書や読書への取り組みに違いがあることがわかりました。(資料6 - ②) 保護者や保育者の関心の高さや幼児期の読書環境により、小学校入学時までの読書体験に差が生まれている現状が裏付けられました。

また地域では、児童館の「だっこでおはなし」や「おはなしわらべうた」など、絵本やおはなし、わらべうたなどを仲立ちとする遊びや子育て支援の事業が行われています。わかき学園（障害児の通所施設）には、通所児以外の親子参加の利用があり、そこでも絵本は力を発揮しています。

多くの保護者やボランティアが子ども読書活動の事業に参加していますが、施設間あるいは施設とボランティアを結ぶ情報や推進体制は弱く、保護者に対する情報提供も十分とは言えません。子育て中の保護者に対する情報提供と施設・保護者・ボランティアをつなぐ地域でのネットワークの体制整備が課題です。

### 中央図書館の赤ちゃん向けおはなし会

赤ちゃんと保護者が参加するおはなし会。  
お母さん同士が知り合ったり、遊び方を学ぶ機会にもなります。  
週替わりで「わらべうたであそぼ」「えほんとなかよし」などボランティアも活躍しています。



### ブックスタート

健康課で実施する1歳6カ月児健康診査で、絵本をプレゼントします。  
図書館の利用案内やおすすめ絵本のリストを渡し、健診の合間に、手遊びや絵本で遊びます。



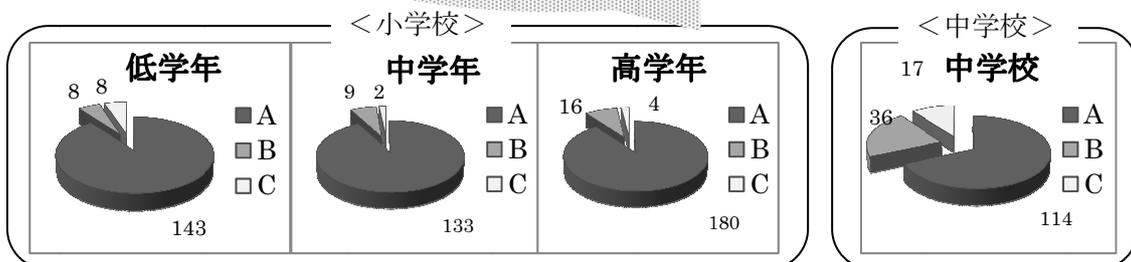
ブックスタートパック

## 学校における活動

学校では、各学校で創意あふれた読書活動を展開しており、小学校での読み聞かせや学級文庫、中学校での推薦図書（課題図書）の実施は、ほとんどの学校で取り組まれています。（「平成25年度児童・生徒の読書の状況に関する調査」より）

しかし調査によれば、低学年で「読書が好き」の回答が76%あるのに対し、中学生では30%となり、比例して読書しない層が増加するなど、学年が上がるにしたがい読書離れする傾向が明らかです。周囲の大人や教師もふくめた「読書する」環境に配慮することも重要です。

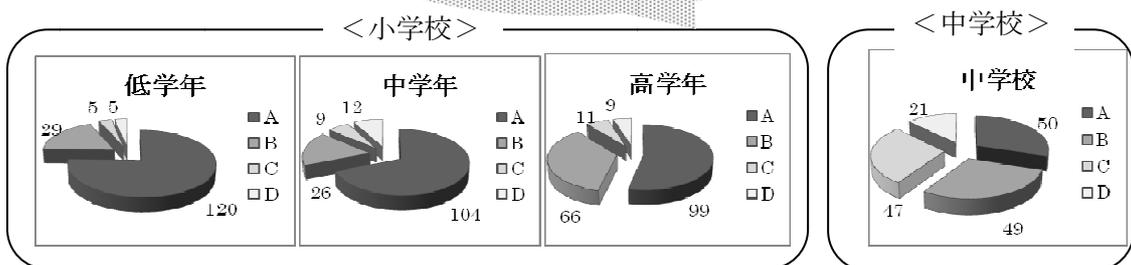
### Q. 授業以外で「本」を読みましたか？（4月～8月の間）



- A：読み終わった本が1冊以上ある  
 B：読み終わった本はないが読みかけている本がある  
 C：全く読んでいない

単位：人

### Q. 「本」を読むことが好きですか？



- A：好き  
 B：どちらかといえば好き  
 C：どちらかといえば嫌い  
 D：きらい

単位：人

「平成25年度児童・生徒の読書の状況に関する調査」

<調査数> 小学校（小1；76 小2；83 小3；76 小4；69 小5；91 小6；93）中学校（中1；45 中2；64 中3；58）

学校図書館の充実については、学校図書館活用モデル校として図書館整備をすすめた第三小学校では、言語能力向上をすべての教育活動を通して推進し、読解力の飛躍的な伸びが検証されました。この結果を受け、東久留米市教育委員会は、「学校図書館充実のための整備計画」を策定し、その計画にしたがって学校図書館運営連絡協議会の設置・学校図書館運営指針の作成という運営面の整備を図り、蔵書管理システム・司書配置という施設面での整備を順次進めることとなりました。

学校における学習・読書環境の整備としては、小中学校全校で「蔵書の充実」を課題ととらえており（「平成25年度読書活動等の状況に関する調査」より）引き続き充実を図る必要があります。

### 第三小学校の学校図書館

平成23年度「学校図書館活用モデル校」として、学校司書の配置、蔵書管理システムの導入、司書教諭による指導、ボランティアによる支援という4つ方策により、学校図書館の活性化を図りました。

明るく使いやすく整備された図書館では、子どもたちが生き生きとした笑顔で、読書や学習に向かっています。

同校の学校図書館活用調査研究では、読書量の伸びとともに、「本が好き」「図書館をよく利用する」と、意識面でも大きな変容がありました。

続けて「言語能力向上推進校」として、ハード面の整備に留まらず、「三小ノート」による情報活用能力の向上や、すべての学年・学級で活字に親しむ学習や読書活動を進めています。その成果として「読解力」の顕著な向上が検証されています。



## 図書館における活動

図書館では、子ども読書週間の開催、ティーンズサービス（中学生を主対象にする図書館事業）の活性化、多文化理解のためのストーリーフェスタや科学コミュニケーション推進事業の実施に加え、学校や地域への本や読書についての情報提供の定例化などの成果がありました。

### 科学技術コミュニケーション推進事業

「よもう！あそぼう！かがくの本」は、実験や観察を取り入れた小学生むけの科学の本の読み聞かせ事業です。平成24年度には、この事業を中心に、科学技術振興機構の助成をうけ、「図書館DEサイエンス」（中高生の研究発表）、講演会、養成講座等を実施しました。

科学の本の読み聞かせは、先進的な事業として、全国的にも高い評価を得ています。



よもうあそぼうかがくの本

一方、市全体の子ども読書推進体制や人材バンクの創設の取り組みは、読書に関するボランティアの育成や東久留米地域文庫親子読書連絡会（以下「文庫連」という。）との連携事業を行っていますが、進んでいるとは言えません。また、乳幼児やその保護者向けの事業、ハンディキャップのある子どもへの読書支援などは、さらに取り組みを強める必要があります。

### ストーリーフェスタ



市内のボランティアと協働した英語、中国語、韓国語、日本語の4カ国語のおはなし会。

### 絵本展

東久留米市地域文庫親子読書連絡会と図書館の共催で実施している。13回を数える夏休みの恒例の読書イベント。



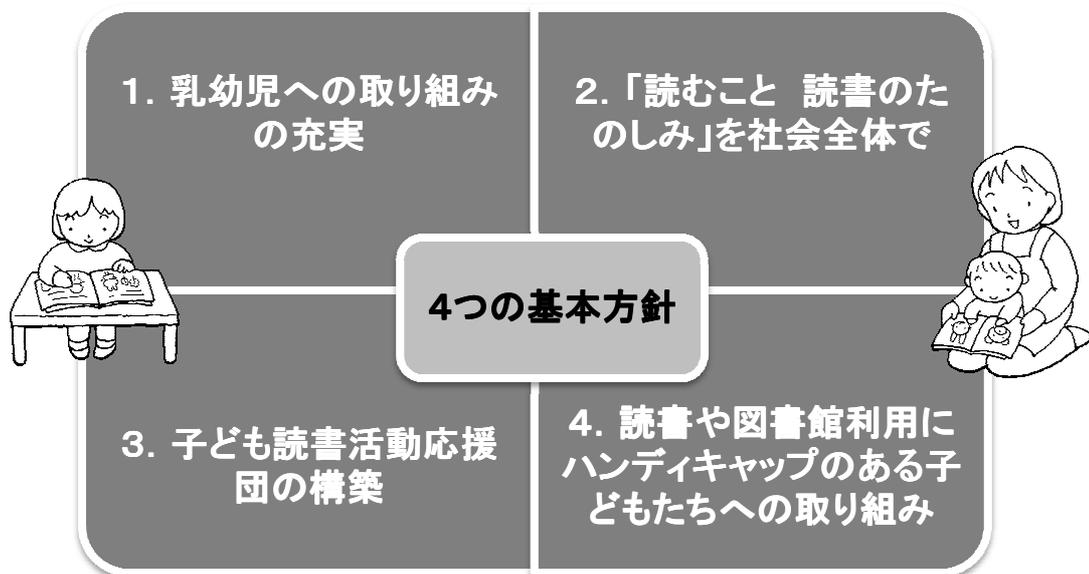
## 第3章 東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）の内容

### 第1 計画の基本目標

国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次計画）を平成25年5月17日閣議決定しました。その基本的方針として「知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会発展に不可欠なものである。」とし、「1. 家庭、地域、学校が連携協力し社会全体で取り組むこと、2. 子どもが自ら読書する機会を提供し身近に本を整えること、3. 子どもに身近な大人への啓発と社会全体で読書活動を推進する機運を高めることの3点の環境整備を行う」としています。

東久留米市では、「第一次計画」の進捗状況を検証し、学校図書館や図書館の整備、地域と連携した読書活動の発展の成果を受け、次期計画では、子どもが自主的な読書を楽しみ、生涯にわたる学習習慣を身につける力となる「読書」本来の充実に力点を置き、次の4つの基本方針に基づいて具体的な取り組みを進めていきます。

1. 乳幼児への取り組みの充実
2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で
3. 子ども読書活動応援団の構築
4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み



## 第2 基本方針に基づく取り組み

### 1. 乳幼児への取り組みの充実

乳幼児期は、言葉や人と人とのコミュニケーションを取得する大事な時期です。小さな子どもはお父さんやお母さんの膝の温かいぬくもりを感じながら絵本やおはなしを読んでもらうことが好きです。また、その経験が貴重でその後の人生を豊かにすることにもなります。保護者や保育者の読書に対する関心次第で子どもの読書環境が左右されます。大人を含めて本を読むこと、読書の楽しみを知る機会を、充実させることが重要です。

乳幼児期の子どもの読書については、各家庭での絵本の読み聞かせや、市内各保育園・幼稚園での取り組みに差があり、市内全域で子ども読書活動のさらなる整備のため新たな試みが必要とされます。地域の子どもの読書活動の人材を活用した豊かな活動を子どもたちに届ける一方、保護者や保育者への読書の意義や重要性について普及啓発を図る事業を充実します。

#### 新たな取り組み

(1) 幼稚園・保育園に出向きおすすめ本の紹介やおはなし会の実演を行います

ア 幼稚園・保育園訪問

図書館で実施している「小学校1年生の学校訪問」のノウハウを活用して、幼稚園と保育園の要請により訪問しておすすめ本の紹介やおはなし会を実演します。

イ 保護者向け「出前絵本講座」の実施

幼稚園、保育園、児童館などの要請により、保護者向けの講座に司書を派遣します。

(2) 乳幼児向けブックリストを充実します

ア 子ども読書活動啓発のためブックリストの充実を図ります

幼児期に出会ってほしい絵本やおはなしのブックリストを新たに選定します。また、幼稚園や保育園、わかくさ学園などに、おすすめの本の団体貸出を行います。

イ 子育て世代のための本や読書の情報を図書館ホームページで発信します

(3) 子育て世代の読書活動を支援します

ア 乳幼児の保護者に対して、子ども読書活動の情報提供を行います

イ 地域の子育て施設や指導者に、子ども読書活動の情報提供を行います

## 2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

幼い子どもは、絵本の読み聞かせなどから言葉を学び、成長するにつれて未知の物語の世界に対する好奇心や冒険心、人と人とのふれあいから他者に対する思いやりなど、さまざまなことを学びます。そして、多感な思春期を経て、大人へと成長する場面では、一冊の本と出会うことにより、それからの人生の指針や生きる力を与えられることもあります。

本を読むということは、本来、周囲の大人や教師が強制したり干渉したりするものではなく、あくまでも個人的な行為であり、自ら行う内面的な営みです。

しかし、幼い子どもの読書は大人の読み聞かせから始まり、読書する大人の姿を見ることで子どもは読書意欲を高めます。保護者、教師、保育者などの子どもに身近な大人が読書や本に関心をもつことが重要です。

多くの子どもたちの身近に本をそなえ自由に読書を楽しむ環境整備すると同時に、読書活動についての啓発と社会全体で読書する機運醸成が求められています。

### 新たな取り組み

- (1) 子育て中のお父さんを対象にした「パパ読」を開催します
  - ア 父親を対象にした絵本講座を開催します
  - イ 科学の本の読み聞かせなど、親子で参加できる事業を実施します

#### お父さんの子育てと読書

児童館では、毎週行っている「幼児のつどい」特別版として、年に数回土曜日に「お父さんのつどい」を開き、親子で遊ぶ会を実施しています。また、男女平等推進センターの事業から生まれた「パパクラブ@東久留米」というお父さんの活動もあります。

休日に図書館を訪れる親子も多く、読み聞かせをするお父さんの姿も見られます。お父さんの子育てと読書活動をつなぐ事業が期待されます。

- (2) 学校での読書活動をすすめます
  - ア 各小中学校で実施している読書活動の情報共有化を図ります  
創意あふれる各学校の取り組みを、図書館発行の「本ともだち for Teachers」で紹介するなど、交流をはかり活動を充実させます。
  - イ 小学生向けおすすめリスト・中学生向けおすすめリストを作成します  
学校と図書館が連携して推薦図書リストを作成します。
  - ウ 学校・地域が連携した中学生対象の読書啓発事業を実施します  
ビブリオバトルやPOP コンテストなど、本の紹介や読書を啓発する事業を検討し、中学生の読書活動をすすめます。

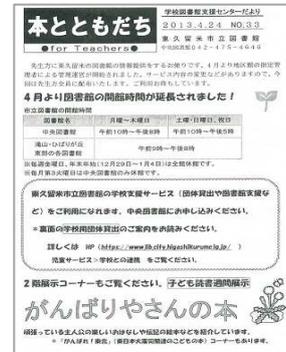
## 本を紹介する手法

### ・POP展示

本屋さんで見かける小さな案内。図書館のティーンズコーナーには、職場体験の中学生の作成したのもも掲示しています。

### ・ビブリオバトル

書評合戦。自分が薦める本の内容や見どころを紹介し、「読んでみたい！」獲得数で勝敗を決し、チャンプ本を選出します。読書推進とあわせてプレゼンテーション能力の向上も期待されます。



学校向け情報紙

## (3) 大人も子どもも読書に親しむ環境をつくります

ア 図書館では、大人に対する読書を進める事業を充実させます

「みんなの本棚」や「ブックるぶっくろ 読書会」など本を紹介する活動、朗読会や読書会など本を楽しむ活動を進めます。

イ 図書館や児童館などで、子どもの本の講座や読書推進のための事業を実施します

## 本を楽しむ活動

図書館が、利用者や図書館員のおすすめの本に紹介文をつけて展示した「みんなの本棚」や参加者が本を紹介しあう事業「ブックるぶっくろ」(男女平等推進センターで実施)は、大人も子どもも参加でき、読書の楽しみを広げる取り組みとして好評を得ています。

家庭や学校で、大人も読書を楽しむ姿を見ることで、子どもの読書の取り組みが向上します。



おすすめ本の「福袋」

### 3. 子ども読書活動応援団の構築

市内には、文庫連をはじめ、紙芝居、人形劇、科学の本の読み聞かせなど多くの市民ボランティアが活動しています。小学校、児童館、図書館、子ども関連施設等で読み聞かせや、紙芝居、すばなし、わらべうた等、幅広い活動で、子どもたちに絵本を読む楽しさ、読書する楽しさ、おはなしを聞く楽しさ等を伝えてくれます。また、学校では、保護者や地域のボランティアが学校の読書活動に協力しています。

しかし、東久留米市を1つのネットワークとして、地域の貴重な市民の力を結集し組織的に子ども読書活動に取り組むことは、未だなされていません。これまでも、ボランティア研修は図書館や児童館等で実施されてきましたが、その活動を保証するのに十分なものとは言えません。ボランティアと学校や施設、子どもたちを結ぶ仕組みも未整備です。

子ども読書活動を推進するには、市民との協働が不可欠です。子ども読書活動を担う人材の育成、研修、情報提供や事業実施、ボランティアの派遣など、子ども読書活動を市内全域で推進するためには、地域の中での人材ネットワークの構築が求められています。

#### 新たな取り組み

##### (1) 子ども読書活動応援団を結成します

- ア 子ども読書活動を実施している団体や個人ボランティアをネットワークし「子ども読書活動応援団」をつくります
- イ 保育園、幼稚園、小学校、児童館、子ども関連施設の具体的なニーズを把握した子ども読書事業を提供します
- ウ ボランティアの育成を行い、研修を実施しながら、「人材バンク」としての活用を目指します

##### (2) 学校と地域が連携した読書推進活動をすすめます

学校は、保護者やPTA、図書館、ボランティア団体など関係機関と連携し、多彩な読書活動をすすめます。

##### (3) 子ども読書活動推進のための庁内連携を整備します

学校教育、生涯学習、子育て支援に関連する市役所各課、図書館、学校は、情報の共有を図り、子どもの読書活動を連携して推進します。

#### 4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

就学前の幼児が通うわかかさ学園は、通所児以外にも多くの親子が利用しています。絵本は、乳幼児の成長にとって障害の有無に関わりなく大きな力を発揮します。また、親子のコミュニケーションにも役立ちます。特別支援学級では、子どもの発達にあわせた読書活動が展開されています。「第一次計画」の検証では、読書活動や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの支援や図書館利用の促進が充分とは言えない結果となっています。図書館の団体貸出の充実や、地域のボランティアの協力で、子どもたちが多くの楽しい本に出会える機会をつくることが求められています。

また、日本語を理解できない子どもたち（日本語が母語ではない子どもたち）もいます。図書館では、平成15年度から多文化サービスを開始し、多言語の資料を収集していますが、平成24年度からは、多言語によるおはなし会「ストーリーフェスタ」を開催し、外国人との交流・異文化交流を進めています。

図書館の通常利用が困難な子どもたちに対しての配慮、日本語がわからない子どもたちに対するサービスの創意工夫が求められています。

##### 新たな取り組み

- (1) ハンディキャップのある子どもたちの読書活動を推進します
  - ア 図書館利用促進のため団体貸出の充実を図ります
  - イ 図書館や読書ボランティアと協力し、おはなしの出前や特別な資料の提供など、子どもの発達や特性にあわせた読書活動を推進します
  - ウ 学校、施設、読書関係者との情報の共有や研修を実施します
  
- (2) 外国人の子どもたちが図書館に来館しやすい環境整備を図ります
  - ア 多言語の資料の充実を図ります
  - イ 多言語によるおはなし会の開催などを通して、多文化共生をすすめる事業を行います
  - ウ 地域の学校の多文化理解教育やクリスチャンアカデミーとの交流など、地域と学校がともに進める事業を検討します

## **第3 計画の位置づけと推進**

### **1. 計画の位置づけ**

「第二次計画」は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次計画 平成25年5月）、東京都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」（平成21年3月）を基本とし、「第一次計画」の検証による東久留米市の子ども読書活動の実情を踏まえ策定するものです。

「第一次計画」は、東久留米市における子ども読書活動推進に向けた基本理念と施策の方向性を示すものであり、「第二次計画」においてもそれを引き継ぎます。いずれも個々の具体的な施策の内容や数値目標を明示するものではなく、今後、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的な施策の立案にあたっての指針とするものです。

### **2. 計画の期間**

平成26年度からの概ね5年間とします。

### **3. 計画の推進**

計画を推進するために、全庁的な関係部署の連携を進めます。計画進行管理の事務局を図書館に置き、庁内連携、学校との連携、地域との連携を図ります。

## 用語の説明

### 児童憲章

「日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい概念を確立し、すべての児童の幸福をはかる」ことを目的に定められた憲章です。昭和26年5月5日に制定され前文と3つの綱領部分及び12条の条文によって構成されています。

### 児童の権利に関する条約

平成元年、第44回国連総会において採択された国際条約です。日本は平成6年4月2日に批准し、5月22日に国内で発行しています。前文と第1部・第2部の54条から構成され、児童の人格の全体的かつ調和のとれた発達を保障するものです。

### 子ども読書週間

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日を「子ども読書の日」と定められました。毎年4月23日～5月12日を「こども読書週間」（公益社団法人読書推進運動協議会主催）とし、書店、図書館など幅広い子どもの読書に関するイベントが行われます。東久留米市では、本計画により、毎年秋の「読書週間」に前後して、「子ども読書週間」の催しを実施しています。図書館を中心に、子ども向けの事業と大人向けの啓発事業を行っています。

### 子ども関連施設

市内には、保育園（認可・認証）、子ども家庭支援センター、心身障害児通所施設、児童館、学童保育所の子育て支援・子どもの健全育成のための施設があります。「第二次計画」の中で新たな取り組みとして「出前絵本講座」をこれらの子ども関連施設と幼稚園によびかけ実施する予定です。

### 学校訪問

読書の動機付けとして事業として、全小学校で実施しています。図書館員が1年生の教室を訪問し、推薦図書の紹介、図書館の利用案内を行い、素話や読み聞かせのおはなし会を実施します。推薦図書は、1年間、教室に配置し、読破した児童は「読書王」として、図書館で表彰されます。

### 特別支援学級

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導及び必要な支援を行うのが、特別支援教育です。平成19年4月から特別支援教育が「学校教育法」に位置づけられ、すべての

学校において、障害のある児童生徒の支援を充実させることとなりました。東久留米市では、小学校4校で、中学校2校に「特別支援学級」が置かれています。

## **わかき学園**

就学前の心身障害者児の通所施設です。子どもたちの障害の程度に応じて日常生活の訓練や指導を行う他、保護者には家庭教育の指導援助等も行っています。

## **ティーンズサービス**

中学・高校生を対象にした図書館サービスです。東久留米市では、中学生をその主対象とし、各図書館にティーンズコーナーを設置し、読書の推進を発信しています。また、職場体験の受け入れや学校訪問等、学校と連携した中学生への図書館事業を行っています。

## **図書館の学校支援**

「図書館法」では、「学校教育を援助」することに留意し図書館事業を行うよう定められています。東久留米市では、資料の相談や本の団体貸出、図書館見学や中学生の職場体験の受け入れ等を実施しています。「第一次計画」による学校図書館の整備支援やボランティア研修も行ってきましたが、現在も教育委員会総務課、指導室と連携して学校図書館整備の支援を行っています。

## **多文化サービス**

日本語を母語としない外国人に資料提供と多言語による生活情報等を提供しています。また、多言語による図書館利用案内、カウンターマニュアルを設置し、外国人が図書館を利用しやすい環境整備の充実を図っています。中央図書館多文化コーナーには世界各国の在日大使館資料を設置し、市民の外国理解の一助となる資料を取り揃えています。

## **多文化共生**

世界には多様な言語と文化が存在します。国籍や民族にとらわれない様々に異なった生き方が共に共存する社会を目指すのが多文化共生であり、図書館はその一環として平成24年度より市民団体と協働で「Story Festa」を開催しています。ネイティブ・スピーカーによる読み聞かせは小さなお子さんから大人の方まで、そして、外国人との交流により外国と外国人を知る機会となっています。

## **パパ読**

「東久留米市男女平等推進プラン」では、男女が共に担う子育てを提唱していま

す。これまで子ども読書事業の参加者は母親が中心でしたが、お父さん方を対象に子どもと楽しむ読書や絵本の選び方、読み聞かせ実演など、図書館で司書が講習会を開催します。この事業は週末に設定して少しでも多くの子育て中のお父さんの参加を促します。

# 資 料 編

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

## (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけ

る子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）検討委員会設置要綱

## （設置）

第1 東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）東久留米市における子ども読書活動の施策に関すること。
- （2）東久留米市子ども読書活動推進計画（案）の策定に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

## （組織）

第3 委員会は、次の職及び団体にある者をもって組織する。

- （1）企画経営室企画調整課長
- （2）子ども家庭部子育て支援課長
- （3）教育部指導室長
- （4）教育部図書館長
- （5）市立小学校長
- （6）市立中学校長

## （会議）

第4 委員会には委員長を置き、委員長は図書館長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

## （作業部会）

第5 委員会の所掌事務に関する調査研究及び検討を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は、図書館の係長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会の部会員は、別表1に掲げる課（室）及び施設に所属する職員をもって組織し、委員長が任命する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(任期)

第6 委員及び部会員の任期は、東久留米市子ども読書活動推進計画（案）を策定する日までとする。

(庶務)

第7 委員会及び部会の庶務は、図書館において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

別表1（第5関係）

**東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会**

- 1 子育て支援課主査
- 2 指導室指導主事
- 3 図書館図書サービス係長
- 4 図書館主査
- 5 市立小学校副校長
- 6 市立中学校副校長

## 東久留米市子ども読書活動推進計画（第二次）検討委員会委員

所 属	氏 名
企画経営室 企画調整課長	森 山 義 雄
子ども家庭部 子育て支援課長	相 川 浩 一
教育部 指導室長	加 納 一 好
教育部 図書館長	○ 岡 野 知 子
第三小学校長	稲 垣 達 也
下里中学校長	薮 野 勝 久

○印は委員長

## 東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会

所 属	氏 名
子ども家庭部子育て支援課 主査	斉 藤 朋 行
教育部指導室 指導主事	大久保 順子
教育部図書館 図書サービス係長	○ 堂 下 美智恵
教育部図書館 主査	若 林 美南子
第一小学校 副校長	古 矢 美 雪
東中学校 副校長	山 川 毅

○印は部会長

## 第二次子ども読書活動推進計画策定の経緯

年・月	検討委員会	作業部会・事務局	市民の意見
24年度		図書館において検証 現状と進捗状況把握  平成24年度学校図書館 学校図書館の現状に関する調査	
25年度 6月  7月	検討委員会設置 第1回検討委員会 検証結果報告 基本方針の決定	作業部会による調査と まとめ ・学校の読書活動 ・学校図書館の現状 ・児童館・学童保育所の 読書活動 ・わかくさ学園訪問	・2歳児保護者アンケート ・幼稚園・保育園・読書 団体アンケート調査
8月～ 9月		素案の作成・検討	夏休みの活動 学校図書館運営連絡協 議会
10月	第2回検討委員会 計画素案の検討		子ども読書週間
11月～ 12月		パブリックコメント、 図書館協議会の意見の まとめ	教育委員会へ報告 パブリックコメント (11月16日～12月8 日) 図書館協議会で協議
26年 1月～ 2月	第3回検討委員会 パブリックコメント に対する考え方 計画最終案の検討		教育委員会へ報告
26年度	第二次計画の策定		

## 「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画（素案）」に関するパブリックコメント

募集期間 平成25年11月16日～12月8日  
 受付件数 4名

項目	意見の内容	意見に対する方針 等
乳幼児への取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児への取り組みは、ぜひ行ってほしい。</li> </ul>	<p>第二次計画は、4つの基本方針を掲げ、その中でも特に乳幼児への新たな取り組みを目指しています。地域の読書活動と連携して取り組んでいきます。</p>
<p>「読むこと読書のたのしみ」を社会全体で</p> <p>(学校での読書活動の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次計画と同様に、第二次計画でも学校の項目を設けて具体的方策を明記してほしい。</li> <li>・全校への司書配置を望む。(同意見3件)</li> <li>・子ども読書活動は、乳幼児期から継続して学童期も読書指導が大切であり、調べ学習の指導とあわせ学校司書が欠かせない。</li> <li>・学校図書館の司書配置についてその状況を具体的な数字を添えてほしい。</li> </ul>	<p>学校図書館の充実を図るため教育委員会では「学校図書館充実のための整備計画」を策定し、順次整備を進めています。</p> <p>各学校の学校図書館運営計画に基づき、教科学習や読書活動を充実します。</p>
子ども読書応援団の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園でのおはなしボランティアは、現在既に活動している団体があるが、応援団の実施前に、ニーズ調査を行う必要がある。</li> <li>・人材バンクについては、その内容等を精査して、図書館がそのコーディネーターの機能を果たしてほしい。</li> </ul>	<p>子ども読書活動のネットワークと人材バンクの構築については、現在行われている地域や学校の活動の情報共有を進めながら、学校・子ども施設でのニーズに合わせ人材育成や実施方法を検討していきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材バンクで派遣するボランティアは、有償なのか。</li> </ul>	
<p>計画の進行管理と 図書館活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次計画の検証結果が低かった取り組みについては、更なる充実をめざし、高い評価についてはその内容を維持してほしい。また、検証の根拠となる具体的データを示してほしい。</li> <li>・第一次計画では市内の連携が不明確だった。第二次計画では、中央図書館が中心的役割を担い、関係各課と連携して子ども読書活動を推進してほしい。 (同意見 2件)</li> <li>・この素案には、図書館運営上の大きな変化（地区館3館は指定管理者による運営）について書かれていない。子ども読書活動推進計画の中心は公立図書館であるべきと考えるので言及すべきと思う。</li> </ul>	<p>地域の活動の連携を進めるためにも、関係各課の連絡を密に連携した子ども読書活動を推進します。</p> <p>図書館の運営に関しては、中央図書館と指定管理者は協力して事業を実施し、子ども読書活動を推進します。</p> <p>今回頂きました様々なご意見やご提案を「子ども読書活動推進計画」推進の参考にさせていただきます。</p>

## 健康診査時アンケート(2歳児)56名

平成25年9月 実施

1. ブックスタート(1歳6カ月検診時)で配布した絵本を家で読んでいますか。  
はい 45            いいえ 11
2. 家で日常的にお子様に絵本を読んでいますか  
はい 45            いいえ 11
3. 2で はい とお答えになった保護者の方、頻度について  
①ほとんど毎日 22      ②週2・3回程度 19      ③月2・3回程度 5
4. 2で いいえ とお答えになった保護者の方、理由について  
①絵本を読む時間がない 6      ②絵本に興味がない 2      ③その他 4
5. お子様は昼間どのように過ごされていますか  
①自宅 44      ②保育園 13      ③その他 11
6. 図書館は利用していますか。頻度について  
①週2・3回程度 6      ②月2・3回程度 20      ③利用していない 28
7. 自由意見をお書きください。
  - ・ 何があるかまだ良く分からない
  - ・ 自宅の近くに保育園があるとよい
  - ・ 月1回の絵本の会はなかなか参加できず残念に思っています。
  - ・ 特にありません
  - ・ 転居したての為良くわかっていません
  - ・ 図書館の本を増やしてほしい 借りれる本数を増やすより日数をのばしてほしい
  - ・ おすすめの絵本をたくさん教えてほしいです
  - ・ 読んであげていきたいと思えます
  - ・ よく行く地域センターに絵本が沢山置いてあるので(図書館から借りているようです)読んでいます
  - ・ 民間保育園と公立保育園の差をかなり感じる 同じ保育料なのに…… 合わせる事は難しい?! 不平等
  - ・ 清瀬市のころぽっくるのように、大きな庭、水遊び場、図書館、体育館など上の子も下の子も(兄弟)で遊びに行けるような場所を作ってほしい!!!!
  - ・ 図書館の読み聞かせ等に参加したいと思いがらなかなか参加できていないので今後参加したいと思えます
  - ・ 4か月から読書していたので物の名前を覚えるのが早かった 親子のコミュニケーションがとれる良い時間
  - ・ 上の子と一緒に行動するので午後からよみきかせがあるといい

## 市内子ども関連施設での子ども読書活動調査

平成25年 8月実施

施設名	蔵書数	読書に関する活動	ボランティア
<b>保育園</b>			
A保育園	180	年3回 文庫活動（父母会と共催）	—
B保育園	150	ほぼ毎日クラス毎に実施	年に5回程度
C保育園	300	保育で毎日 父母の方が2～3カ月に1回	○
D保育園	300	年4回 父母会と職員により平日の夕方に実施	本寄贈受入
E保育園	900	—	—
F保育園	200	保護者向けに読み聞かせ等の講師を依頼	○（月1回）
G保育園	回答なし		
H保育園	250	週6回 午睡前など 年2回 地域子育て事業	○（月1回）
I保育園	1,000	2カ月に1回 おはなしたからばこ	○（月1回）
J保育園	回答なし		
K保育園	1500	月2回 アカシア広場 月1回 出前保育	×
L保育園	200	月1回 お話会	○（週1回）
M保育園	400	月1回 童話の読み聞かせ	×
N保育園	回答なし		
O保育園	200	週6回 自園で 保育の中で	×

<b>幼稚園</b>			
A幼稚園	250	行事としてではなく、常時実施	× 申し出があれば検討する
B幼稚園	—	月1回 担任が行っている	—
C幼稚園	1,000	日常的に実施	×
D幼稚園	1,750	行事としてではなく、1日に2回以上実施	—
E幼稚園	1,040	日常にお帰りの時に絵本を1冊読み聞かせ	—
F幼稚園	400～450	週5回 読み聞かせ	×
G幼稚園	800	—	—
H幼稚園	2,040	行事としてではなく、園で実施	

<b>児童館</b>			
くぬぎ児童館	833	小学生向（毎週）	○（週1回）
けやき児童館	736	乳幼児向（毎週）、小学生向（月1）、保護者向（年2）	○（週1以上）
中央児童館	2,290	幼児向（月2）、乳児向（月1）	○
滝山児童館	440	幼児・小学生向（毎週）、乳幼児向（月2）、一般向（月1）	○
子どもセンターひばり	710	幼児・小学生向（月1）、乳幼児向（月2）	○

施設名	蔵書数	読書に関する活動	ボランティア
<b>学童保育所</b>			
前沢第一学童保育所	436	不定期読み聞かせ(帰りの会・行事)	—
前沢第二学童保育所	156	不定期読み聞かせ(帰りの会・行事)	—
新川第一学童保育所	340	不定期読み聞かせ	—
新川第二学童保育所	353	不定期読み聞かせ	—
中央第一学童保育所	215	不定期読み聞かせ(帰りの会・夏休みのお昼寝前等)	—
中央第二学童保育所	327	不定期読み聞かせ(夏休みの昼寝前等)	—
南沢第一学童保育所	合計	不定期読み聞かせ(夏休みの昼寝前等)	—
南沢第二学童保育所	761	不定期読み聞かせ(夏休みの昼寝前等)	—
金山学童保育所	580		—
滝山第一学童保育所	500	不定期読み聞かせ(帰りの会)	—
滝山第二学童保育所	891	不定期読み聞かせ(夏休みは毎日実施)	—
くぬぎ第一学童保育所	合計	不定期読み聞かせ(夏休みの昼寝前、通常時は	—
くぬぎ第二学童保育所	481	おやつの前)	—
柳窪第一学童保育所	合計		—
柳窪第二学童保育所	847		—
小山学童保育所	577	不定期読み聞かせ(昼寝前、おやつ時、帰りの会等)	—
神宝学童保育所	479	定期的(月1ボランティア)、その他不定期実施	○
南町学童保育所	629	不定期読み聞かせ(夏休みは毎日毎日、帰りの会等)	—
本村学童保育所	500	定期的(月1ボランティア)、その他不定期実施	○
下里学童保育所	391	定期的読み聞かせ(夏休み期間の昼寝前)	—

<b>図書館</b>			
中央図書館	73,315	おはなし会(乳幼児・幼児・小学生 毎週)、科学(月1)	○
滝山図書館	21,616	おはなし会(幼児・小学生 毎週)	○
ひばりが丘図書館	23,551	おはなし会(乳幼児・幼児・小学生 毎週)	○
東部図書館	21,628	おはなし会(乳幼児・幼児・小学生 毎週)	○
<b>コミュニティ図書室</b>			
下里コミュニティ図書室	14,521	—	—
野火止地区センター図書室	14,500	おはなし会(月1) わらべうた(月1)	○
南町地区センター図書室	回答なし		

\* 保育園・幼稚園の保育内での読み聞かせは随時行われていると思われる

\* 図書館については、定例事業のみ記載

## 東久留米地域文庫親子読書連絡会の構成団体の活動

平成 25 年 8 月 調査

団体名	子ども読書活動の内容
花さき文庫	蔵書 約 2, 0 0 0 冊 文庫での本の貸し出し、おはなしの時間（週 1 回） 小学校、児童館、図書館でのおはなし
じんわ〜りの会	学校図書館で読み聞かせや図書整理ボランティアをする者の交流及び学習
滝山おはなしの会	市内小中学校への素話の出前（複数校） 児童館でのおはなし会（年 2 回）
みくりおはなしの会	小学校でのおはなし会（1 校、学期に 1 回） 保育園での読み聞かせなど（複数園、月 1 回） 保育園の地域活動事業（複数園） 学童保育所でのおはなし会（1 か所、月 1 回） 図書館、児童館でのおはなしや読み聞かせ
おはなし「あい愛」	蔵書 8 0 0 冊 地域センターでのおはなし会、わらべうたの会（各月 1 回） おはなし会
水曜おはなし会	図書館のおはなし会（週 1 回）と人形劇 児童館のおはなし会（月 1 回） 小学校でのおはなし会（複数校） 地域センターの事業参加

## [事務局 注]

東久留米地域文庫親子読書連絡会は、定例的な子ども読書についての学習、講座・講演会等の開催のほか、市立図書館との共催事業である「絵本展」の実施、「文庫まつり」の開催など、ひろく子ども読書活動を推進する活動を行っています。

## **第二次東久留米市子ども読書活動推進計画**

平成26年4月発行

東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会事務局

東久留米市教育委員会 図書館

東久留米市立中央図書館

〒203-0054

東久留米市中央町2-6-23

TEL : 042-475-4646

E-mail : [tosho@city.higashikurume.lg.jp](mailto:tosho@city.higashikurume.lg.jp)